

令和6年度における近畿地区の下請法の運用状況等について

令和7年6月23日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者16,000名（製造委託等^{（注1）}10,478名、役務委託等^{（注2）}5,522名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者59,073名（製造委託等42,882名、役務委託等16,191名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	近 畿	全 国	近 畿
令和6年度		90,000	16,000	330,000	59,073
	製造委託等	53,144	10,478	214,316	42,882
	役務委託等	36,856	5,522	115,684	16,191
令和5年度		80,000	13,878	330,000	61,710
	製造委託等	46,900	8,644	199,138	44,098
	役務委託等	33,100	5,234	130,862	17,612
令和4年度		70,000	12,111	300,000	56,221
	製造委託等	37,993	7,261	176,799	39,704
	役務委託等	32,007	4,850	123,201	16,517

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は1,300件（製造委託等955件、役務委託等345件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが1,281件（製造委託等941件、役務委託等340件）、下請事業者等からの申告によるものが19件（製造委託等14件、役務委託等5件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は1,300件（製造委託等950件、役務委託等350件）であり、このうち、1,286件について下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が3件（製造委託2件、情報成果物作成委託1件）、指導が1,283件（製造委託等942件、役務委託等341件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2、措置件数の府県ごとの内訳は別紙3のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処 理 件 数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官 からの 措置請求	計	措 置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和6年度	全国	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
	近畿	1,281	19	0	1,300	3	1,283	1,286	14	1,300
製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
	近畿	941	14	0	955	2	942	944	6	950
役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
	近畿	340	5	0	345	1	341	342	8	350
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	近畿	1,249	26	0	1,275	3	1,298	1,301	2	1,303
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
	近畿	942	16	0	958	3	977	980	1	981
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
	近畿	307	10	0	317	0	321	321	1	322
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	近畿	1,438	12	0	1,450	1	1,411	1,412	6	1,418
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	近畿	1,046	9	0	1,055	1	1,026	1,027	3	1,030
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	近畿	392	3	0	395	0	385	385	3	388

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で2,491件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,850件、役務委託等に係るものが641件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は935件（類型別件数の合計の37.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが706件、役務委託等に係るものが229件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は1,556件（類型別件数の合計の62.5%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が759件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の48.8%）、②下請代金の減額が377件（同24.2%）、③不当な経済上の利益の提供要請が122件（同7.8%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は1,144件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が499件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の43.6%）、②下請代金の減額が296件（同25.9%）、③不当な経済上の利益の提供要請が110件（同9.6%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は412件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が260件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の63.1%）、②下請代金の減額が81件（同19.7%）、③買ったたきが42件（同10.2%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反				実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757
	近畿	845	90	0	935	14	759	377	2	121	9	19	108	122	25	0	1,556	2,491
製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
	近畿	647	59	0	706	13	499	296	2	79	5	18	103	110	19	0	1,144	1,850
役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
	近畿	198	31	0	229	1	260	81	0	42	4	1	5	12	6	0	412	641
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	近畿	1,000	85	0	1,085	11	551	265	4	133	5	17	65	85	17	0	1,153	2,238
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	近畿	773	60	0	833	8	390	219	4	99	2	16	61	73	10	0	882	1,715
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	近畿	227	25	0	252	3	161	46	0	34	3	1	4	12	7	0	271	523
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	近畿	1,183	122	0	1,305	13	495	253	4	180	14	13	57	83	11	0	1,123	2,428
製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	近畿	876	79	0	955	10	319	189	3	105	9	13	53	73	7	0	781	1,736
役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	近畿	307	43	0	350	3	176	64	1	75	5	0	4	10	4	0	342	692

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和6年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者17名^(注1)から、下請事業者385名^(注1)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額7002万円^(注2)の原状回復が行われた。

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。以下同じ。

(注2) 原状回復額は後記カの令和6年度の「近畿」分を除き、1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者7名から、下請事業者212名に対し、4739万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	近畿	7名	212名	4739万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	近畿	7名	125名	9191万円
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	近畿	7名	241名	2543万円

イ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件においては、親事業者3名から、下請事業者38名に対し、1241万円の不利益分が返還された(第5表参照)。

第5表 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和6年度	全国	5名	40名	1438万円
	近畿	3名	38名	1241万円
令和5年度	全国	2名	2名	3136万円
	近畿	—	—	—
令和4年度	全国	1名	3名	16万円
	近畿	—	—	—

ウ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者3名から、下請事業者97名に対し、603万円の遅延利息が支払われた(第6表参照)。

第6表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和6年度	全国	65名	1,411名	5678万円
	近畿	3名	97名	603万円
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	近畿	10名	812名	1億8317万円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	近畿	3名	69名	61万円

エ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者2名から、下請事業者36名に対し、272万円の利益提供分の金銭が返還された（第7表参照）。

第7表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
	近畿	2名	36名	272万円
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	近畿	3名	49名	2145万円
令和4年度	全国	9名	140名	1865万円
	近畿	—	—	—

オ 受領拒否事件においては、親事業者1名により、下請事業者1名から、下請代金相当額にして144万円分の商品が受領された（第8表参照）。

第8表 受領拒否事件における受領状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和6年度	全国	1名	1名	144万円
	近畿	1名	1名	144万円
令和5年度	全国	—	—	—
	近畿	—	—	—
令和4年度	全国	1名	1名	139万円
	近畿	—	—	—

カ 有償支給原材料等の対価の早期決済事件においては、親事業者1名から、下請事業者1名に対し、106円の不利益分の金銭が支払われた（第9表参照）。

第9表 有償支給原材料等の対価の早期決済事件における支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	2名	10名	3万円
	近畿	1名	1名	106円
令和5年度	全国	2名	2名	1万円
	近畿	—	—	—
令和4年度	全国	1名	1名	1万円
	近畿	—	—	—

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和6年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和6年度においては、近畿事務所では8回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和6年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和6年度においては、近畿事務所では2,667件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和6年度における近畿事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は25名である。

令和6年度においては、9月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に出講している。

令和6年度においては、近畿事務所では事業者団体等へ13回の出講を実施した。

令和6年度における勧告事件（3件）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
ラベル等の印刷物の製造販売業 (R6. 6. 19 勧告)	<p>大阪シーリング印刷(株)は、令和4年4月から令和5年10月までの間、下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後に自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、合計24,600回のデザインのやり直しを無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>大阪シーリング印刷(株)は勧告前に、下請事業者36名に対し、デザインのやり直しをさせたことによる費用相当額として、総額984万円を支払っている。</p>	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)
水栓金具等の製造販売業 (R6. 9. 26 勧告)	<p>SANEI(株)は、次の行為を行っていた。</p> <p>① 減額 令和4年7月から令和6年1月までの間、「仕入割引」の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>② 不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和4年7月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり1回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者50名に対し、合計692型）。</p> <p>減額金額は、下請事業者10名に対し、総額470万9138円であり、SANEI(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ②第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
業務用冷蔵・冷凍 庫、冷蔵ショーケ ース等の製造販 売業 (R7.2.19 勧告)	<p>フクシマガリレイ(株)は、次の行為を行っていた。</p> <p>① 年間を通じて適時、下請事業者と価格交渉を行っているところ、これとは別に、自社の原価低減を図るためとして、下請事業者に対し、書面により「価格協力」と称する要請を行った上、次のア及びイの行為を行っていた。</p> <p>ア 令和5年6月から令和6年6月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>イ 令和5年9月から令和6年3月までの間、従前の単価から同単価に一定率を乗じて得た額又は一定額を差し引いた単価(以下「差引き後単価」という。)を設定した上で発注し、差引き後単価で算出される下請代金を支払うことにより、従前の単価で算出される下請代金と差引き後単価で算出される下請代金の差額を自己のために提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>② 令和5年6月から令和6年7月までの間、「事務手数料」と称して、電子受発注等に係るシステムの使用料及び自社が指定する納品伝票の作成費用であるとして、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>前記①アの減額金額は、下請事業者34名に対し、総額2176万2009円、前記②の減額金額は、下請事業者154名に対し、総額1622万8500円、前記①イの行為により提供させた金額は、下請事業者10名に対し、総額255万944円であり、フクシマガリレイ(株)は勧告前にこれらの金額を下請事業者を支払っている。</p>	<p>第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)</p> <p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)</p>

令和6年度における主な指導事件

1 書面の交付義務（第3条）

- フリーマガジンの制作を下請事業者に委託しているA社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。

2 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）

- 靴の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、発注時に製品の仕様を明確にしていなくてもかかわらず、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることを理由として、あらかじめ定めた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

3 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- 農業資材等の製造を下請事業者に委託しているC社は、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

4 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- ① 合成樹脂製品等の製造を下請事業者に委託しているD社は、「金利引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
- ② 請求書等の封入・封かん業務を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

5 返品禁止（第4条第1項第4号）

- 水栓金具等の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者から納入された製品について検査を実施の上受領したにもかかわらず、その後、直ちに発見することができる瑕疵があったことを理由として、当該製品を引き取らせていた。

6 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

- ① 採用試験の運営マニュアルの作成等を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者の労務費等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者と協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。
- ② 新聞等の配送業務を下請事業者に委託しているH社は、自らの予算単価を基準として、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に下請代金の額を定めていた。

7 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

- 放送番組の制作を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、自社の発注担当者を通じて自社が提供する放送番組のCM枠の購入を要請していた。

8 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

- 合成樹脂製品等の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているところ、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。

措置件数の府県ごとの内訳

[単位：件]

年 度	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿地区 合計
令和6年度	35	52	148	767	231	29	24	1,286
令和5年度	40	70	161	758	230	21	21	1,301
令和4年度	55	75	166	795	253	42	28	1,414

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分しているため、本文中の措置件数と一致しない部分がある。